

平成28年度 第1回上越市国民健康保険運営協議会次第

日時：平成28年8月3日（水）

午後2時00分～

場所：上越市役所 401会議室

1 開 会

2 健康福祉部長挨拶

3 議事録署名委員の指名について

4 報告事項

(1) 上越市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）

【資料1】

5 議 事

(1) 平成27年度上越市国民健康保険特別会計決算（見込み）について

【資料2】

(2) 平成27年度上越市診療所特別会計決算（見込み）について

【資料3】

(3) 平成28年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（案）について

【資料4】

(4) その他

6 閉 会

上越市国民健康保険運営協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

区 分	氏 名	所属団体等
被保険者を代表する委員 (定数5人)	ほりかわ まきのぶ 堀川 正信	被保険者(合併前上越市)
	いしかわ クニ 石川 クニ	被保険者(合併前上越市)
	たかなみ こ 高波 さえ子	被保険者(安塚・浦川原・大島・牧)
	こいけ まちこ 小池 眞智子	被保険者(柿崎・大潟・頸城・吉川)
	まえだ かずこ 前田 和子	被保険者(中郷・板倉・清里・三和・名立)
保険医又は保険薬剤師を 代表する委員 (定数5人)	たかはし けいいち 高橋 慶一	上越医師会
	かわさき こういち 川崎 浩一	上越医師会
	おおつか たつお 大塚 龍夫	上越歯科医師会
	たじま しおり 田嶋 志織	上越歯科医師会
	たなか つゆ 田中 露	上越薬剤師会
公益を代表する委員 (定数5人)	ばば いさむ 馬場 勇	上越地区保護司会
	おかもと フミ 岡本 フミ	上越人権擁護委員協議会
	よしだ よしひろ 吉田 義廣	新潟県社会保険労務士会 上越支部
	いけだ きょうこ 池田 京子	上越市農業委員会
	おきたに けんいち 荻谷 賢一	上越商工会連絡協議会
被用者保険等保険者を代 表する委員 (定数5人)	おしみ あきひろ 押味 昭裕	新潟県被用者保険協議会
	はしづめ たかゆき 橋爪 隆之	新潟県被用者保険協議会
	たなか まさゆき 田中 正行	新潟県被用者保険協議会
	まつざき とみえ 松崎 富江	新潟県被用者保険協議会
	まるやま よしかず 丸山 良和	新潟県被用者保険協議会

※ 委員任期:平成27年8月1日から平成29年7月31日まで

※ 大塚委員、押味委員の任期:平成28年4月1日から平成29年7月31日まで

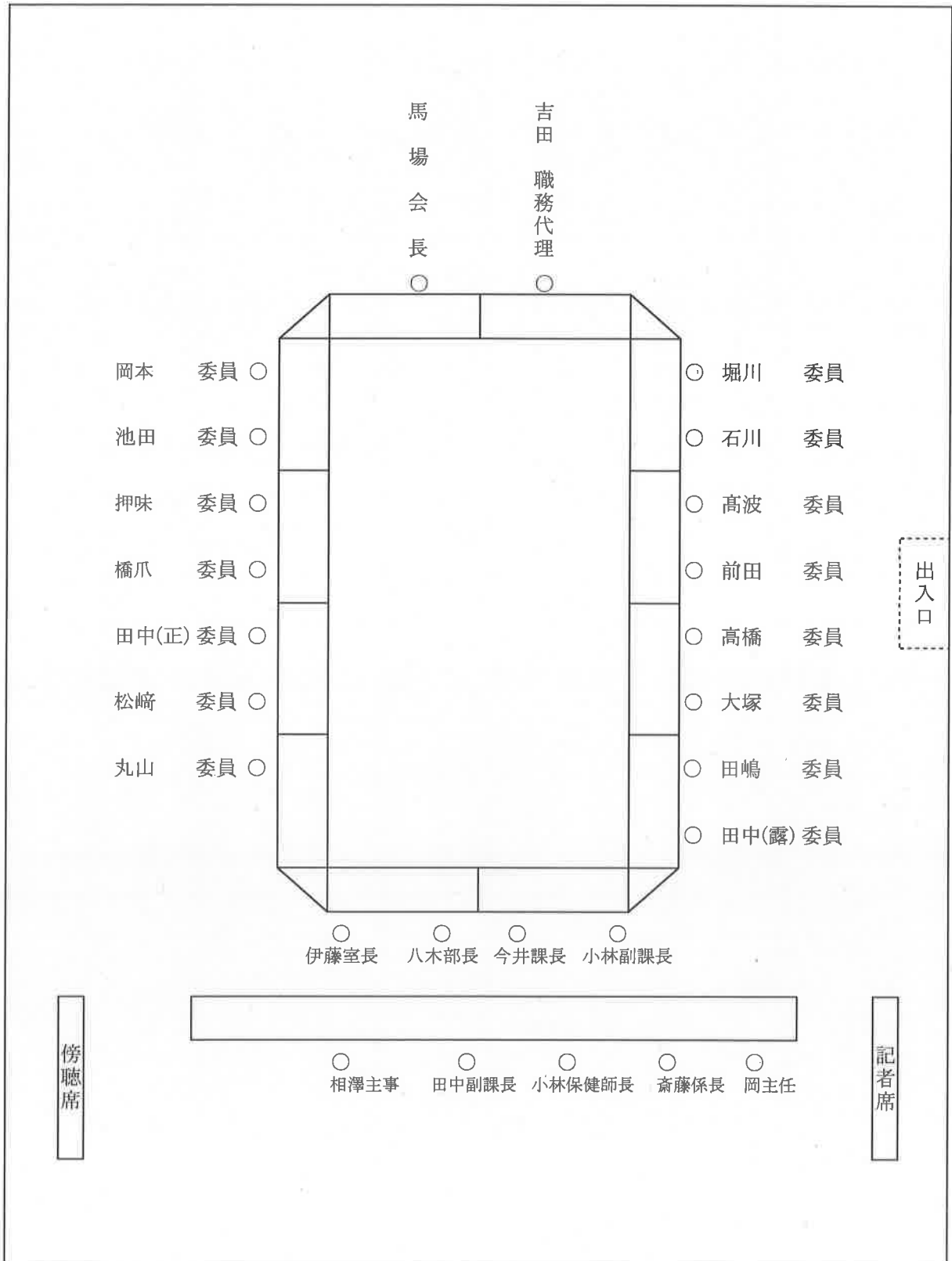
※ 田中(正)委員の任期:平成28年6月1日から平成29年7月31日まで

※ 川崎委員の任期:平成28年7月1日から平成29年7月31日まで

平成28年度 第1回 上越市国民健康保険運営協議会席次表

日時:平成28年8月3日(水)14:00

場所:上越市役所 401会議室



専決処分した事件の承認について（上越市国民健康保険 税条例の一部改正について）

1 専決理由

平成28年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する等の法律が本年3月31日に公布され、一部が同年4月1日から施行されることを受け、国民健康保険税の課税限度額及び減額の基準について、所要の改正を行ったもの

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「17万円」から「19万円」にそれぞれ引き上げる。（第3条、第25条関係）
- (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「26万円」から「26万5,000円」に、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「47万円」から「48万円」にそれぞれ引き上げる。（第25条関係）
- (3) (1)及び(2)の改正は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）

3 施行期日

平成28年4月1日

4 上越市国民健康保険税条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p>（課税額）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金</p>	<p>（課税額）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金</p>

改 正 案	改 正 前
<p>等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>)、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>48万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>)、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>47万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ 略</p>

1 平成 28 年度における国民健康保険制度の主な改正・影響内容など

(1) 課税限度額の見直し

	平成 28 年度		平成 27 年度
医療給付分	54 万円	【+ 2 万円】	52 万円
後期高齢者支援金分	19 万円	【+ 2 万円】	17 万円
介護納付金分	16 万円	【変更なし】	16 万円
合計	89 万円	【+ 4 万円】	85 万円

<見直しの影響>

※平成 28 年 1 月末時点での試算

	該当世帯	影響見込額
医療給付費分	345 世帯	約 653 万円
後期高齢者支援金等分	354 世帯	約 633 万円
介護納付金分	該当なし	該当なし
合計	354 世帯	約 1,286 万円

(2) 5 割・2 割軽減の拡充 [均等割・平等割に適用]

	平成 28 年度改正内容	
課税対象	世帯主（擬主）+ 国保加入者の前年中総所得 【変更なし】	
① 7 割軽減	33 万円以下の世帯 【変更なし】	
② 5 割軽減	①に加え、国保加入者数×26.5 万円以下の世帯 【拡充 5,000 円】	
③ 2 割軽減	②に加え、国保加入者数×48 万円以下の世帯 【拡充 10,000 円】	

<拡充の影響>

※平成 28 年 1 月末時点での試算

	該当世帯	影響見込額
2 割軽減→5 割軽減	114 世帯	約 288 万円
軽減なし→2 割軽減	144 世帯	約 247 万円
合計	258 世帯	約 535 万円

2 国民健康保険税【税率は据え置き】

区 分	税 率			一人当たり 調定額
	所得割額	均等割額	平等割額	
医療給付費分	7.50%	19,400 円	26,000 円	71,237 円
後期高齢者支援金等分	2.43%	10,700 円	—	22,174 円
介護納付金分	2.33%	13,800 円	—	9,278 円

3 被保険者数・世帯数

(単位：人)

	平成 26 年度(決算)	平成 27 年度(決算)	平成 28 年度(予算)
総 数	44,094	42,559	41,924
一般被保険者	40,668	39,677	39,022
前期高齢者	20,119	20,663	20,964
退職被保険者	3,426	2,882	2,902
国保加入率	22.04%	21.60%	21.30%
加入世帯数(世帯)	26,453	25,940	25,857

※国保加入率は、各年度 1 月末現在の人口で被保険者総数を除したものの。